令和5年度山梨県機構集積協力金配分基準

令和 5 年 6 月 山 梨 県

農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産 事務次官依命通知)別記 3 の第 11 の 5 の規定に基づき、機構集積協力金配分基準を以下のと おり定める。

1 事業実施の考え方

国では、地域計画の協議の場を前提として担い手への農地の集積・集約化を促進する観点から、機構集積協力金による支援を「地域集積協力金」及び「集約化奨励金」に重点化し、「経営転換協力金」については、段階的に廃止することとしている(令和5年度で廃止)。

また、令和元年度から「中山間地域」における農地の集積・集約化を促進するため、「中山間地域」における「地域集積協力金」の交付要件が「一般地域」の5分の1に緩和された。 (対象地域における機構活用率の下限:一般地域20%、中山間地域4%)。

さらに、令和3年12月から、「地域集積協力金」の交付単価の基準である機構活用率の区分が見直されるとともに(※)、農地中間管理機構を活用した農地の集約化を推進するため、「集約化奨励金」が新設された。

※対象地域における機構活用率区分の見直し

一般地域:70%超→80%超、3区分→4区分

中山間地域:50%超→80%超、4区分→5区分

これらの国の方針を踏まえ、機構集積協力金の配分は、地域ぐるみの取組を促進し、集積を進める観点から、「地域集積協力金」、「集約化奨励金」、「経営転換協力金」の順とする。また、「地域集積協力金」、「集約化奨励金」の配分に当たっては、中山間地域の集積を進める観点から、「中山間地域」、「一般地域」の順とする。

2 配分基準

(1)機構集積協力金の配分

① 地域集積協力金

予算額が要望額に満たない場合は、以下の順で配分する。

順位	地域	同一地域内の順位
1	中山間地域	機構の活用率が高い順*1
2	一般地域	II

※1:同一地域内の機構活用率が同率の場合は、交付対象面積のうち新たに担い手に集積 される農地面積の割合が高い順で配分する。

2 集約化奨励金

地域集積協力金の配分後に、予算額の範囲内で配分する。予算額が要望額に満たない場合は、以下の順で配分する。

.,.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
順位	地域	同一地域内の順位
1	中山間地域	交付対象面積が大きい順 ^{*2}
2	一般地域	<i>II</i>

※2:同一地域内の交付対象面積が同じ場合は団地面積のポイント増加が高い順で配分する。

③ 経営転換協力金

集約化奨励金の配分後に、予算額の範囲内で配分する。予算額が要望額に満たない場合は、交付対象面積が大きい順に配分する。

(2) その他

機構集積協力金は、上記配分基準に基づき予算の範囲内で交付されることから、交付 要件を満たしている場合であっても、協力金を交付できない場合がある。

3 交付単価

国が示している全国一律の交付単価とする。

【参考】

(1)機構の活用率

(貸付総面積+農作業委託面積)/地域の農地面積

(2) 団地面積のポイント増加

取組後(団地面積/地域の農地面積)※3-取組前(団地面積/地域の農地面積)

※3:括弧は地域の農地面積に占める割合